

2020年4月15日

医療機関様 各位

一般社団法人 日本医療機器販売業協会
会長 浅若 博敬

新型コロナウイルス感染症対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は当協会に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月7日の特措法に基づく政府の緊急事態宣言に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され、その別添には緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として、我々医療機器販売業が明記されているところです。

当協会会員企業は、対処方針に基づき「三つの密」を避けるための取組みを講じつつ、医療機関様に医療材料の供給等で訪れる際には院内感染の原因となることを防ぎ、国民に対する医療の提供体制を支えるため、医療機器・医療材料の安定供給に努めて参る所存です。

なお、当協会会員企業における医療機器の安定供給を継続するための対応策については、下記のような考え方で進めておりますのでご報告申し上げます。

敬具

記

1. 2020年3月3日に当協会会員企業へ周知した「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を基に、全国組織である会員企業のネットワークを活かし、各医療機関様の方針を考慮しつつ、国民に対する医療の提供体制を支えるため、医療機器・医療材料の安定供給並びに適正使用支援等を通して医療機器販売業の担う重要な役割を果たすべくより一層努めて参ります。

2. 今般の新型コロナウイルス感染症対策とともに、緊急時対応を含む通常の医療提供の継続の確保も重要な課題だと認識しております。当協会としては拡大チーム医療の一員という理念により貢献して参りますが、医療機関様内での活動が想定される場合は、マスク、ゴーグル、防護装備など安全確保のための対応を検討・実施し、感染リスクを少しでも軽減することに努めて参ります。

以上

(参考)

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う医療機器等の安定供給について
事務連絡 令和2年4月9日